

(電子メール施行)  
住 第 1 6 8 5 号  
建 指 第 1 6 3 5 号  
令和 3 年12月22日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長  
建築指導課長

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の公布について（通知）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料に関して、「使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例」（令和3年兵庫県条例第45号）を令和3年12月14日に公布しましたので、参考のため、下記の関係資料を添え通知します。

#### 記

- 1 令和3年12月14日付け兵庫県公報号外の写し
- 2 新旧対照表

#### 問合せ先

(認定に係る手数料について)

住宅政策課 末盛

TEL : (078)-341-7711 (内線)4639

(総合設計制度に係る手数料について)

建築指導課 大橋

TEL : (078)-341-7711 (内線)4720